

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月26日

栃木県知事  
福田 富一 様

提出者  
住 所 東京都大田区田園調布二丁目16番5号  
氏 名 株式会社 大昌電子  
代表取締役社長 菅谷正蔵  
電話番号 03-3725-1501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大昌電子 栃木工場
事業場の所在地	栃木県 日光市 土沢1383番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	プリント配線基板製造業[308]
②事業の規模	製造品出荷額 130億円/年
③従業員数	377人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり			

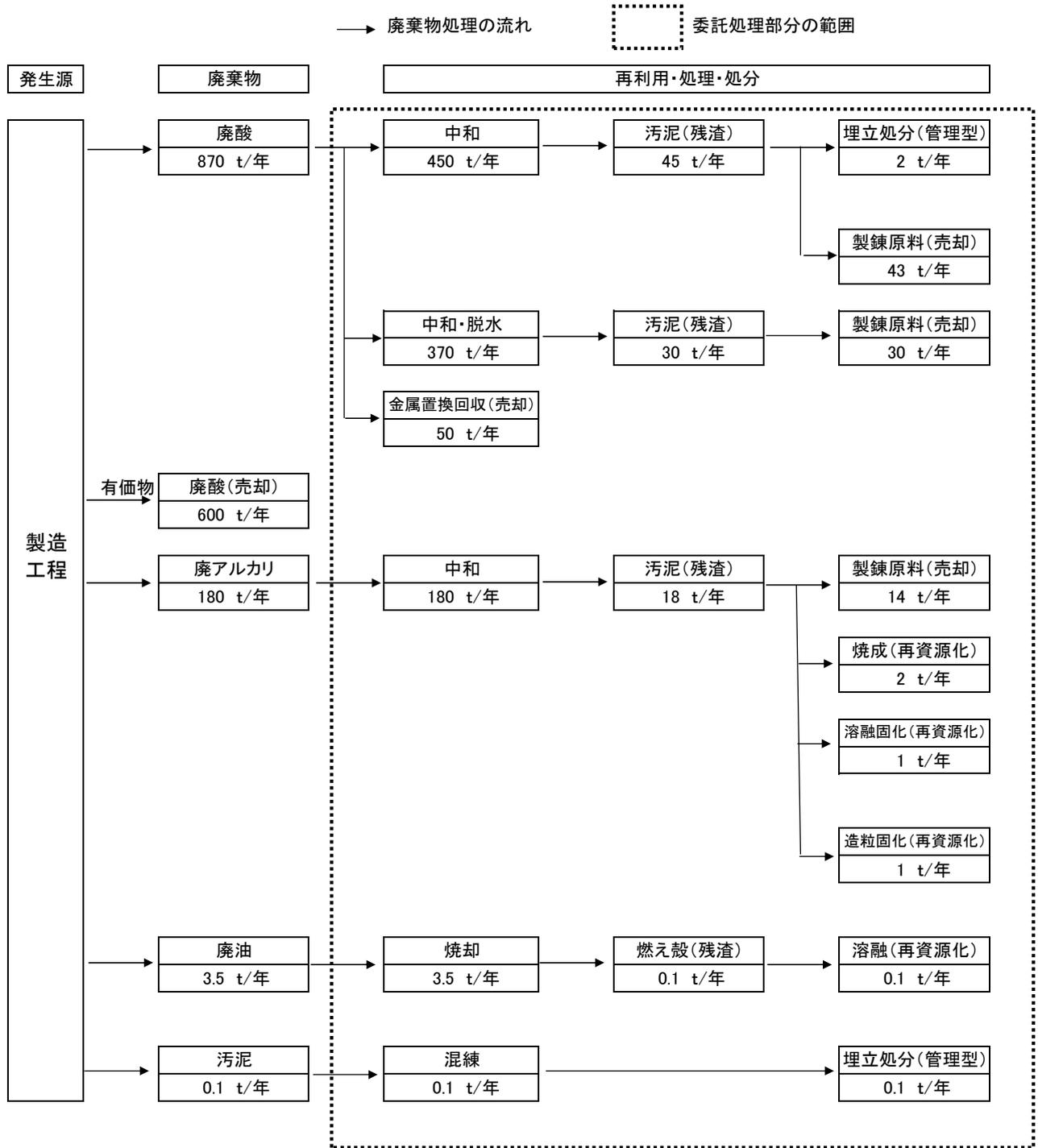
## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,061 t	
	(今後実施する予定の取組等) 引続き電子マニフェストシステムを利用し管理の改善に努めます。		
※事務処理欄			

備考

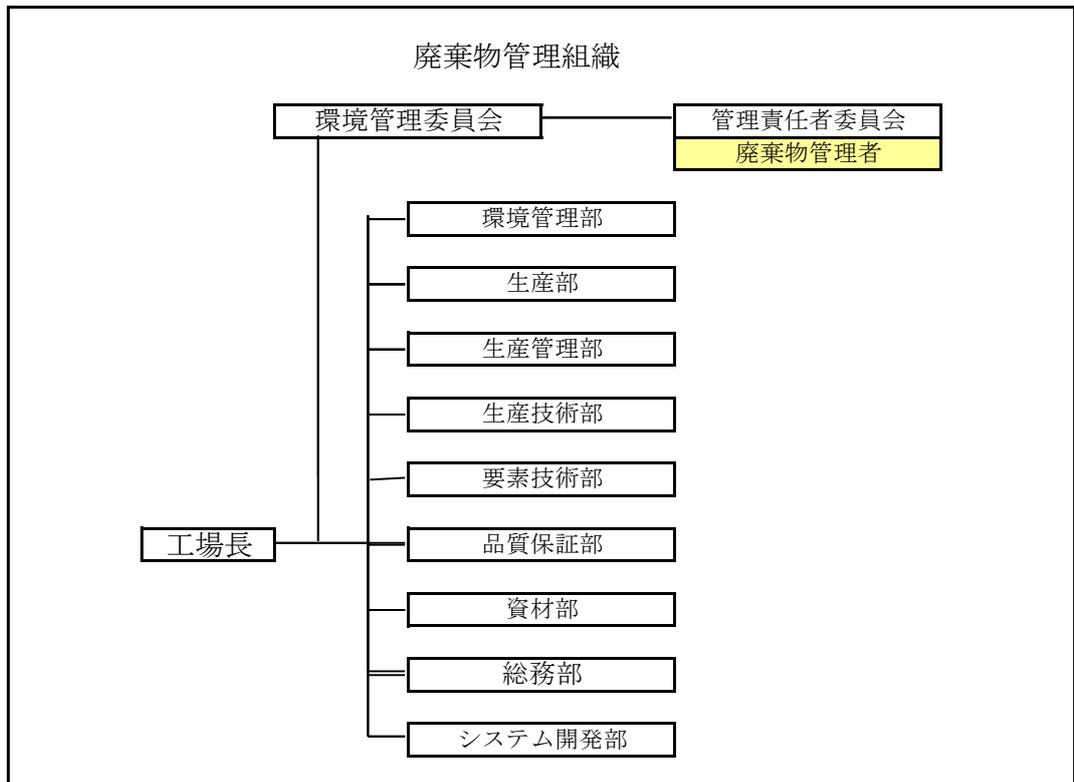
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



廃棄物処理フロー図(現状)

＜産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項＞  
管理体制図

統括責任者	所属：栃木工場 職・氏名： 工場長
廃棄物担当	組織名：環境管理部 環境管理課 職・氏名：正・班長、副・課長 組織人数：14人
環境管理委員会	廃棄物の削減に関する目標の設定 廃棄物に関する削減目標を設定し、計画の実施状況を 進捗管理する。 委員長－環境管理部長 委員－管理責任者、各部課長 事務局－環境管理課EMS係
管理責任者委員会	廃棄物処理を含む環境に関する活動の運用 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 、計画的な廃棄物の管理を検討する。 委員長－環境管理部長 委員－管理責任者 事務局－総務部
廃棄物管理者 (特別管理産業 廃棄物管理責任者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理計画・報告書の作成</li> <li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○ 産業廃棄物保管施設の維持管理状況の把握</li> <li>○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>○ 委託契約の維持管理</li> <li>○ 電子マニフェストの登録・管理</li> <li>○ 監督官庁への各種報告</li> <li>○ 社員に対する教育・啓発</li> </ul>





## 別紙4(特管産廃)

## &lt;産業廃棄物の排出の抑制に関する事項&gt;

	これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取組
廃油	工程での洗浄方法見直しによる廃液発生量削減	品質改善による洗浄工数削減
汚泥	収集方法の変更による汚泥含水率減少・発生量削減	生産設備の更新による発生量削減
廃アルカリ	現稼剥離廃液の自社処理設備の運転時間を効率化し排出量の削減を行った。	自社処理量の増量による排出量の削減に取り組む
廃酸	少量発生した廃酸を自社処理し排出量の削減を行った。	社内廃水処理の利用改善による排出量の削減

## &lt;産業廃棄物の分別に関する事項&gt;

	これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取組
廃油	成分毎の分別収集	—
汚泥	工程毎に発生した汚泥を分別回収保管	分別された汚泥の処分先を見直し合理化
廃アルカリ	銅含有率の高い廃液について再資源化を進めるため分別	定期的な成分分析により再資源化できる処理先の選定
廃酸	銅含有率の高い廃液について有価物化を進めるため分別	定期的な成分分析により有価物化できる処理先の選定

## &lt;自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項&gt;

	これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取組
廃油	溶剤の変更及び使用方法の改善	—
汚泥	—	—
廃アルカリ	—	—
廃酸	酸エッチング液の循環利用	エッチング工程設備の改善

## &lt;自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項&gt;

	これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取組
廃油	—	—
汚泥	—	—
廃アルカリ	中和・固液分離設備導入	—
廃酸	中和薬剤の変更	社内処理の効率化

## &lt;自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項&gt;

	これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取組
廃油	—	—
汚泥	—	—
廃アルカリ	—	—
廃酸	—	—

<産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

	これまで実施した取り組み	今後実施する予定の取組
廃油	—	廃溶剤の社外リサイクル化(商品化) 調査
汚泥	—	—
廃アルカリ	廃液からの金属回収	廃液からの金属回収を推進する。
廃酸	廃液からの金属回収	廃液からの金属回収を推進する。